

第3回嬉野市議会定例会議案

平成26年8月29日提出

嬉野市

報告第7号

平成25年度嬉野市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年8月29日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.9	61.7

※「—」は比率が算定されないことを表している。

報告第8号

平成25年度嬉野市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年8月29日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
嬉野市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
嬉野市農業集落排水特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道事業費特別会計	—	"

※「—」は比率が算定されないことを表している。

議案第59号

専決処分（第8号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年8月29日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 外国人英語指導助手の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正し、平成26年8月1日から施行する必要があった。

専決処分第8号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成26年7月28日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第23号

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中

外国人英語指導助手	〃 300,000 円	〃
外国語指導助手	〃 200,000 円	〃

を

外国人英語指導助手	任用1年目	月額 280,000 円	〃
	〃 2年目	〃 300,000 円	
	〃 3年目	〃 325,000 円	
	〃 4年目及 び5年目	〃 330,000 円	
	外国語指導助手	月額 200,000 円	

に改める。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

議案第 60 号

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する
条例について

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例（平成 24 年嬉野市条例第 21 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 8 月 29 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 緊急安全措置に関する条項を追加したいため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年嬉野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（緊急安全措置）

第15条 市長は、空き家等が著しく危険な状態にあり、その状態を放置することにより、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、第8条、第9条及び第12条の規定による助言若しくは指導、勧告又は命令を行った上で、所有者等の同意を得て、法令に違反しない限りにおいて、当該危険な状態を解消するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置の実施により生じた諸費用を民法（明治29年法律第89号）第702条の規定に基づき、所有者等に償還請求するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

議案第61号

嬉野市税条例等の一部を改正する条例について

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）及び嬉野市税条例の一部を改正する条例（平成25年嬉野市条例第45号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年8月29日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市税条例等の一部を改正する条例
(嬉野市税条例の一部改正)

第1条 嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、「専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円」を削り、同号イ

中「1, 600円」を「2, 400円」に、「4, 700円」を「5, 900円」に改め、同条第3号中「4, 000円」を「6, 000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第10条の2を次のように改める。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

1 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した

附則第3条第4項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改め、同条第5項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中嬉野市税条例第34条の4の改正規定及び次条第6項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中嬉野市税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、附則第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条にする改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中嬉野市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中嬉野市税条例附則第21条の2の改正規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中嬉野市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第5項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中嬉野市税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (7) 第1条中嬉野市税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第34条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用

する。

- 3 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号 ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	嬉野市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

議案第 62 号

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例について

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成 18 年嬉野市条例
第 100 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 8 月 29 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 母子及び寡婦福祉法の法律名改称に伴い、条例の一部を改正する必
要がある。

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

諮詢第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野乙566番地

氏 名 熊谷 正之

昭和43年10月10日生

平成26年8月29日提出

嬉野市長 谷口太一郎

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める
必要がある。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山甲9番地1

氏 名 宮崎 和子

昭和29年4月3日生

平成26年8月29日提出

嬉野市長 谷口太一郎

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める
必要がある。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙415番地

氏 名 光武 英文

昭和22年8月30日生

平成26年8月29日提出

嬉野市長 谷口太一郎

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める
必要がある。



